規　則

○国家公安委員会規則第二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第五項の規定に基づき、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十五年二月四日

国家公安委員会委員長　古屋　圭司

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二十条第五項に規定する指定試験機関を指定する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

一般社団法人遊技機試験機構 愛知県名古屋市名東区牧の原三丁目九百二番地	一般社団法人遊技機試験機構　名古屋試験場 愛知県名古屋市名東区牧の原三丁目九百二番地

附　則

この規則は、公布の日から施行する。